

基安化発0518第1号
令和4年5月18日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(公印省略)

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

鉛等有害物を含有する塗膜の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止については、平成26年5月30日付け基安労発0530第1号、基安化発0530第1号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（以下「平成26年5月30日付け鉛通知」という。）により示し、同じく、剥離剤等を使用した塗膜の剥離やかき落とし作業における粉じんや化学物質による労働者の健康障害防止を令和2年8月17日付け基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（以下「令和2年8月17日付け剥離剤通知」という。）により示しているところですが、今般、塗膜の剥離やかき落とし作業における作業現場でのばく露防止対策の実施に当たって二つの通知で示される内容を参照しやすいよう、「平成26年5月30日付け鉛通知」に含まれている健康障害防止対策の内容を「令和2年8月17日付け剥離剤通知」に盛り込み、別添のとおり改正しましたので、貴団体におかれましては、傘下の会員事業場等に対して周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

基安化発0817第1号
令和2年8月17日
一部改正 基安化発1019第1号
令和2年10月19日
一部改正 基安化発0705第1号
令和3年7月5日
一部改正 基安化発1222第2号
令和3年12月22日
一部改正 基安化発0518第1号
令和4年5月18日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(公印省略)

剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業や石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業において、様々な剥離剤が使用されていますが、剥離剤に含まれる化学物質への引火による火災や、吸入による中毒事案が頻発している状況にあり、原因物質の中には、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）などの法令（以下「特化則等」という。）による規制の対象となっている物質以外の物質も含まれています。

このため、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、下記のとおりまとめましたので、貴団体におかれましては、下記の事項を傘下の会員事業場等に対して周知いただきますとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ベンジルアルコールは令和3年1月1日からラベル表示・SDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）交付及びリスクアセスメントの実施の対象となっていることにご留意ください。

また、周知用のパンフレットも同封いたしますので、周知にあたりご活用下さい。

記

- 1 鉛中毒予防規則第40条第1号により、含鉛塗料のかき落とし業務は「著しく困難な場合を除き、湿式によること。」と規定されていることに留意すること。なお、「著しく困難な場合」とは、昭和42年3月31日付け基発第442号「鉛中毒予防規則の施行について」に示すとおり「サンドブラスト工法を用いる場合又は塗布面が鉄製であり、湿らせることにより錆の発生がある場合等をいうこと。」の他、剥離剤を吹き付けること等により労働者が高濃度に剥離剤にばく露するおそれがある場合も含むこと。
- 2 塗膜の剥離やかき落とし作業における労働災害防止については、厚生労働省ホームページに掲載する最新の「剥離剤等の製剤を用いて塗膜を湿潤な状態にした後、剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」、「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」を参照すること。

<厚生労働省ホームページの掲載場所>

厚生労働省ホームページ（トップページ）>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>職場における化学物質対策について>個別分野の化学物質対策について

中の「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html>

名称
一般財団法人首都高速道路協会
一般財団法人日本船舶技術研究協会
一般社団法人アルコール協会
一般社団法人建設産業専門団体連合会
一般社団法人住宅生産団体連合会
一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
一般社団法人全国建設業協会
一般社団法人全国中小建設業協会
一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
一般社団法人全国防水工事業協会
一般社団法人日本エアゾール協会
一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
一般社団法人日本経済団体連合会
一般社団法人日本建設業連合会
一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人日本造船工業会
一般社団法人日本中小型造船工業会
一般社団法人日本中小企業団体連盟
一般社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人日本塗装工業会
一般社団法人日本塗料工業会
一般社団法人日本船用機関整備協会
一般社団法人日本ビルディング協会連合会
一般社団法人日本マリン事業協会
化成品工業協会
建設業労働災害防止協会
公益社団法人産業安全技術協会
公益社団法人全国解体工事業団体連合会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
公益社団法人日本作業環境測定協会
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
公益社団法人日本保安用品協会
公益社団法人有機合成化学協会
全国建設業協同組合連合会
全国中小企業団体中央会
中央労働災害防止協会
日本工業塗装協同組合連合会
日本接着剤工業会
日本メンテナンス工業会
日本塗り床工業会
一般社団法人日本橋梁建設協会
一般社団法人日本鋼構造協会
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会
水系塗膜剥離剤工法等研究会
株式会社 日本塗装時報社
一般社団法人日本船用工業会
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
株式会社橋梁新聞社
首都高速道路株式会社